

令和3年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（15名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
8 番	宮 内 保	9 番	高 木 寛
10 番	飯 嶋 正 利	11 番	宮 澤 芳 雄
12 番	伊 藤 保	13 番	島 田 和 雄
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（1名）

18 番 木 内 欽 市

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成
保険年金課長	穴 澤 昭 和	健 康 づ く り 課 長	齊 藤 孝 一

社会福祉課長	椎 名 隆	建 設 課 長	浪 川 正 彦
都市整備課長	栗 田 茂	教育総務課長	杉 本 芳 正

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○副議長（宮内 保） おはようございます。

本日、議長に代わって私のほうで議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（宮内 保） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○副議長（宮内 保） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（12番 伊藤 保 登壇）

○12番（伊藤 保） おはようございます。12番議員、公明党、伊藤保。

議長より、発言の許可が出ましたので、質問をいたします。

初めに、明智市長におかれましては、3期12年間にわたり旭市の発展と市政に素晴らしい政治手腕を発揮し、今日まで牽引してくださり、子育て支援策をはじめとする住民福祉サービス、災害時の緊急災害対応、コロナウイルス感染症の緊急支援など、市民が安心・安全に生活できる、未来に輝く旭市の本流をつくってくださいましたことに、心より感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い、質問に入ります。

1項目め、要保護児童、準要保護児童について伺います。

経済的に苦しい世帯が、子どもの小・中学校入学前にランドセルや制服の購入にお金を用

意しなくても済むよう、義務教育の就学援助で学用品などを入学前に、3か月以前に支給する市町村が2017年から2020年度まで、小学校が5.1%から82.3%、中学校が9.3%から83.8%と拡大しております。国の補助事業を受けている要保護者と自治体単独で行う準要保護者の就学援助の1世帯当たりの支給額は同じ金額なのか伺います。

2項目め、過疎地域指定について。

旭市では、干潟地区がこのほど過疎地域に指定されました。これは、一部過疎の特例として合併前の旧市町村を対象に行われ、認定されました。この干潟地域の過疎地域指定について、計画と説明を伺います。

2点目、空き家バンクについて伺います。

干潟地区の空き家が目立っております。干潟地区に限らず、市内全域で増えておりますけれども、近隣の市などでは空き家バンク制度として宅建業界と連携して市のホームページをリンクさせ、空き家の売買や利活用として紹介しておりますが、空き家バンクを行わないのか伺います。

3項目め、旭市では2016年2月にまち・ひと・しごと創生法に基づき、第1期旭市総合戦略を策定しました。この計画は、旭市人口ビジョンに示された人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少社会の中において市民が満足して暮らせることができるように、急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な社会の実現に向けての基本目標や施策の基本的方向等を定め、旭市の新たなまちづくりの指針としました。

旭市が、引き続き重点的に取り組むべき事項を整理し、別途、策定する国土強靱化地域計画と行政改革アクションプランを一体化させた第2期旭市総合戦略を策定しました。

この旭市総合戦略について、2点伺います。

1点目、柱とする内容について伺います。

2点目、国は奨学金、育英資金を地方への定住などを条件に、国や自治体が肩代わりする支援制度がありますが、昨年6月現在、32府県、423市町村が導入しております。昨年6月にはこの制度が拡充され基金設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から、上限はあるものの全額負担まで拡大しました。また、この制度の広報経費も国の補助対象になりましたが、この制度が旭市総合戦略の中にあるか伺います。

4項目め、旭市の条例について。

1点、犯罪被害者等支援条例が、このほど千葉県から議員発議として条例化されました。インターネットの誹謗中傷で命を落とす人もいれば、居住する場所にいられなくなるなど、

様々なケースがあります。また、犯罪を犯してしまった家族に誹謗中傷をしたりするケース、犯罪に巻き込まれてしまった家族の誹謗中傷などが増えております。新型コロナウイルス感染症になってしまった方の家などに貼り紙や石を投げられるなどといったことが、全国で起きております。旭市としては、犯罪被害者等支援条例はあるのか伺います。

以上、4項目8点について質問いたします。再質問は質問席で行いますので、簡潔で分かりやすいご答弁を求めます。

○副議長（宮内 保） 伊藤保健委員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 1の（1）要保護児童、準要保護児童の支援に差があるのかについて、まず私のほうからは要保護児童の教育に係る支援についてお答えいたします。

要保護児童については、生活保護費の教育扶助として支給しております。

生活保護受給世帯の教育に係る支給額ですが、例えば小学生と中学生の子を1人ずつ持つ家庭では、教育扶助として1か月1万8,690円となります。また、学校において学級の全児童・生徒が必ず購入する副読本等図書やワークブックなど、正規の教材の購入には教材代として実費を支給しており、教材費の支給額は1人当たりの年間の平均額で令和2年度実績として小学生5,950円、中学生は令和2年度の支給対象者がおりませんでしたので、令和元年度実績で8,742円となっております。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 私からは、大きな1点目の（1）のうち、準要保護児童についてお答えをいたします。

準要保護児童につきましては、市が準要保護者として認定し、就学援助費として支給しております。

支給額は、学年により異なりますが、例えば小学校5年生と中学校2年生の子を1人ずつ持つ家庭では、1か月1万3,000円程度となっております。内容は学用品費、通学用品費、郊外活動費、給食費となっております。このほかに、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、クラブ活動費などが対象家庭に支給をされております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、私からはまず大きな2項目の（1）過疎地域指定についての計画案はあるのかについてお答えいたします。

令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条によりまして、干潟地域が国の定める要件を満たしているため、旭市は一部過疎という地域に指定されました。3月31日に旧過疎法が失効し、新たに令和13年3月末までの10年間の新たな法律が施行され、平成の合併による合併市町村について、一定の要件を満たせば旧市町村単位の区域を過疎地域とする特例の取扱いが加えられたところです。

過疎地域に対する国からの様々な財政支援措置を受けるためには、市による過疎地域持続的発展計画の策定が必要になりますが、計画の策定に当たっては県が策定する過疎地域持続的発展方針に基づき策定することとなっています。

しかしながら、県の方針が今のところ未策定であるため、現時点で市において計画案はございません。今後、県において策定スケジュール等が示されましたら、速やかに策定作業を進めていきます。

続きまして、大きな3項目め、旭市総合戦略についての（1）現在の事業についてということでお答えいたします。

第2期旭市総合戦略において、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化を図るとともに持続可能な社会の実現に向け、重点的、横断的に推進している主な事業について、重点戦略に掲げたものを説明させていただきます。

初めに、四つの重点施策ごとにご説明いたします。

重点施策の1、地産振興プロジェクトでは、道の駅、季楽里あさひを活用した交流拠点の形成、新規就農総合支援事業など。

重点施策の2、子育てプロジェクトでは、出産祝金支給事業、乳幼児紙おむつ給付事業、子ども医療費助成事業など。

重点施策の3、故郷創出プロジェクトでは、定住促進奨励金交付事業、旭市イメージアップキャラクター活用事業など。

重点施策の4、安心形成プロジェクトでは、地域包括支援センター運営事業、デマンド交通運行事業などです。

その他、基本施策に掲げた主な事業として、道路・排水路の整備、小・中学校や社会教育施設等の再編に向けた取組など、総合戦略に掲げた具体的な事業が着実に進捗しているところでございます。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業についてご説明いたします。

本事業は、官民連携により、市全体の活性化につなげるための新しいまちづくりを行うも

ので、現在、計画地の造成工事及び周辺インフラ工事を行っております。今後は、令和4年春のオープンに向けた開設準備を進めていく予定であります。

続きまして、大きな3の(2)旭市総合戦略についての、国の奨学金制度についてお答え申し上げます。

奨学金の返還支援制度は、奨学金を活用した学生が卒業後、地元への就職や定住などの一定の条件の下、自治体が奨学金返還に対し支援を行うものです。議員のお話にもありましたとおり、今現在、全国で約420市町村が実施しており、施策が総合戦略に位置づけられている場合、自治体の支援に係る経費については国からの特別交付税措置がございます。

現在、本市での支援の取組はございません。したがって、総合戦略においても施策の位置づけをしていないことから、実施する場合には総合戦略を改定する必要があります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 都市整備課長。

○都市整備課長（栗田 茂） 私からは、大きな2番、過疎地域指定について、(2)空き家バンクについて、なぜ空き家バンクを行わないのかというところのご質問でございました。回答いたします。

空き家バンクの実施につきましては、現在、検討しております。まず、市といたしましては空き家バンクだけでなく、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、総合的に空き家等の対策を推進するため、市長の諮問に応じ、空き家等に関する事項について調査及び審議する旭市空き家等対策協議会を設置するための条例を整備する予定でございます。

協議会では、まず空き家対策の指針となります旭市空き家等対策計画を作成いたします。その中で、空き家バンクの設置についても協議する予定でございます。

なお、空き家バンク実施に伴い、土地建物の取引については、地域の専門家等にご協力をいただくことも想定しております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、私のほうから4番の旭市の条例についてということで、(1)の犯罪被害者等支援条例についてになります。

市には、犯罪被害者等支援条例はございませんが、相談業務を行っているほか、支援制度の案内などの対応を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 再質問をさせていただきます。

一般の家庭では、子どもたちは塾に通わせ学力を身につけております。今の金額は、塾などに通う月謝なども含まれているのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 要保護児童の塾などに係る費用の支援についてでございますが、生活保護制度の教育扶助は、義務教育に伴って必要となる費用を対象としておりますので、学習塾等に係る費用は支給の対象外となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 準要保護児童に対する就学援助費につきましては、経済的理由によって就学が困難な児童及び就学予定者の保護者に対して、義務教育の円滑な実施に資することを目的としているため、任意で通う塾などの費用は、支給の対象外となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 残念ながら、月謝がないということでございますけれども、やはり教育の貧困が貧困の連鎖を生むという、そういうこの今の時代になっております。

そうした意味からも、このことは国の制度だと思いますけれども、しっかりと今後検討していただきたいのと、このように思います。

要保護児童と、準要保護児童が義務教育の課程を修了します。そうすると、高校に行くわけですが、旭市には奨学金給付制度という返すことをしなくてもいい、素晴らしい制度がありますが、高校になってもその要保護児童、準要保護児童の支援制度は続くのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 要保護児童の高校生になったときの支援についてお答えします。

生活保護の生業扶助の中に、高等学校などの就学に必要な費用を支給する高等学校等就学費があります。具体的な支援の内容としましては、基本額として月額5,300円、入学料として入学時に5,650円、そのほか高等学校の受験料や学生服、かばん等を購入するための入学

準備金、またクラブ活動を行うための費用である学習支援費は限度額の範囲内で支給しております。

また、そのほか生活保護とは別に、千葉県高等学校等就学支援金制度というものがございます。それにより、公立高校に通う生徒については、授業料として月額9,900円が支給されております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

準要保護児童・生徒に対する就学援助は、義務教育までとなっております。その他の支援としましては、本市では、先ほど議員のほうもおっしゃいましたが、高等学校、高等専門学校、大学などへ進学を予定している人や在学している人で優れた資質があり、経済的な理由で就学が困難な人に、返済の不要な育英資金を給付しております。

給付額は、高校生が月額9,900円となっております。なお、国等で教科書費や教材費などの教育費を支給する奨学金制度の対象であれば、両方の利用が可能となっております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 時代というのはすばらしい、今、この政策ができたなと思います。

私も、生活保護家庭で育ったものですから、非常に厳しい状況の中でアルバイトをしながら中学校を卒業したわけでございます。高校へ行くと、やはり授業料とかそういったものができないんで、自分は中学を卒業して就職をいたしました。

そういう教育の、勉強をしたいという人、努力をすれば必ず達成できると思います。しかし、この制度が家庭の中でそういった厳しい状況の中では、やはりデータを見るとご両親が高校までしか行かないあるいはひとり親の家庭というのは、やはりその就学率が低くなっているというのは出ているんです。

ですから、何とか国、県、またこの旭市の力で、この義務教育を終わられて高校に行く家庭の子どもたち、そういった子どもたちを支援していただけたらなと、このように思います。

この制度が、せめて18歳まであればと思う一人でありますけれども、多くの子どもたちに教育の機会が公平に与えられればと願って、次の再質問に移ります。

2項目めの過疎指定ですが、再質問をさせていただきます。

1点目の再質問ですが、過疎地域に指定されると国が100%出資して30%返還すればいい

と伺っていますが、どのような計画に使われるのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

干潟地域が、過疎地域の指定を受けたことによりまして事業費全額に充当でき、元利償還の70%を交付税措置されるという大変有利な過疎対策事業債の発行ですとか、あとは国庫補助事業における補助率のかさ上げ、固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置といった国からの様々な財政支援措置が活用可能となってきます。

ただし、この国からの財政支援措置を受けるためには、対象となる事業を市が策定する計画に掲載する必要があることから、総合戦略を基本とし、市の基本計画に掲載されている事業の中から、干潟地域の持続的発展に資する事業で令和3年度から令和7年度までの5年間、これが計画期間となります、に実施が予定される事業のうち、財政支援措置が活用可能な事業を基本として計画に盛り込むことを考えております。

なお、計画期間について、過疎法の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間ですが、千葉県においては従来から、県の方針と同様に法律の有効期間を5か年ずつ前期と後期の2期に分けて策定することとしています。今後、庁内調整や県との協議、調整を重ね、パブリックコメントを実施した上で、市議会定例会での計画案の議決に向けて、干潟地域の持続的発展に資する実効性のある計画の策定を進めていく予定でおります。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） できれば、自然環境を生かした、現在、存在する歴史文化などを生かした計画を望んで、2点目の質問に移ります。

空き家バンク制度のことは、過去7回ぐらい質問がありました。

空き家バンク制度を利用して、地域おこし協力隊とかを導入して住んでいただき、この地域が好きになり定住者もできるんだろうということで聞いてみたことはありますが、今後、検討するようであればどのような方向にしていくのか、計画を伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、市内の利用可能な空き家を有効活用することで、移住・定住の促進、こちらにつながる制度だと考えております。

移住・定住施策を進める上で、本市におきましても空き家バンク制度がスタートした場合には、ほかにもいろいろと移住・定住施策を打っておりますのでそれらと組み合わせ、より魅力的な移住の対象となるような組み合わせた支援策として活用していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○１２番（伊藤 保） ぜひ、空き家バンクを行っていただいて、新しいＩターン、Ｕターンの人たちをぜひ取り入れて人口増につなげていけたらと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、旭市総合戦略について、柱となる内容について伺いましたけれども、第２期素案に関する意見と市の考え方に、若い人の流出防止策はあるけれども、若い人の流入策の市の考えというのが載っていなかったんですけれども、これについて伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

若い世代の流入策としましては、まず現在の取組においては定住促進奨励金制度をより充実させ、夫婦のどちらかが39歳以下の場合や同居の世帯員に中学生以下の子どもがいるときに加算金を支給し、転入の促進を図っております。その他、出会いの場創出事業での婚活イベントの実施、新規就農チャレンジ支援、移住セミナー等を実施しております。

次に、今後の方針としましては、現在の事業の評価、分析をしながら、より充実した制度となるよう、ＰＲの強化や制度の見直しをしていくとともに、例えばお試し居住体験制度の実施や、結婚、妊娠、出産、育児に至るまでの切れ目のない支援の確立など、より有効な施策の展開を検討し、取り組んでいきたいと思っております。

また、この４月30日には、市の中堅職員を中心とした少子化対策プロジェクトチームから、移住・定住促進施策をはじめ、令和４年度からの事業化を目指した企画提案がありまして、これを受け、今後各担当課で事業化に向けた詳細検討を行っていくこととしています。

今後、さらに若い世代が本市に定住してもらえるよう、移住者が必要としている支援策を研究し、実施していきたいと考えております。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○１２番（伊藤 保） ぜひ、この施策をＰＲしていただきたいと思います。

私も、あちこち歩いていてちょっと伺うと、銚子市よりもこちらのほうが行政サービスがよかったというような声を聞いて、こちらに定住したということもありますので、そうした意味からもしっかりとPRをしていただきたいと、このように思います。

それでは、次の国の、これは関係していますので、国の奨学金制度について、特別交付金を使つての市の返還支援ができるようになるのか、この市の考え方をお聞きしたいと思います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、お答えいたします。

支援が、学生の奨学金の返還に係る経済的な不安を解消し、就職先として市内企業が選択肢となり、Uターン促進の一因になると認識しております。

市といたしましても、若者の地方定着は重要と考えておりまして、移住・定住施策を総合的に進めていく中で有効な制度であると思いますので、今後も調査研究を進めてまいりたいと思います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ、検討していただきたいですね。

Iターン、Uターンということで、魅力ある旭市というそういう考え方があると思います。ですので、そういった意味ではしっかりとこの奨学金制度の立替払いですね、そういった意味ではやっていただきたいなとこのように思う次第でございます。

それで、この計画を旭市の総合戦略の中に組み入れる、先ほど策定を1回やり直さなくてはならないというお話でございましたけれども、組み入れることは可能なかどうか、それをお聞きします。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

令和2年4月から始まっております授業料等の減免や給付型奨学金などの国による高等教育の就学支援新制度の状況がございます。これらを見ながら、市において実施する場合には総合戦略の位置づけを検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、まだ始まったばかりで県内でもそんなに、ほとんどやっていないんじゃないかなというふうに思います。全国的にも、非常に少ない状況でございます。

やっているところもありますけれども、これをぜひやりながら、PRをしていただきながら、旭市は第一次産業しかありませんので、そういった意味では市が重要なポイントを握ると思いますので、しっかりとこれを検討していただきたいと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

現在、いろんな支援策があると思いますけれども、条例で。そういった意味で、今現在シェアハウスとかいろんな形がありますけれども、現在、どのようなことができるのか伺います。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 現在、どのようなものができるのかというようなことで、県の条例がこの4月に施行しまして、この条例には市の講じる措置の記載はありませんが、県の責務といたしまして、国、市町村、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施すると定められております。

そのため、市といたしましては、県と連携を図りながら相談業務を継続して実施するほか、支援制度などの引き続き周知をしてまいる予定でございます。

具体的には、誹謗中傷を受けたなどの場合には人権相談、弁護士に直接相談ができる法律相談を実施しております。支援制度につきましては被害に遭い、亡くなった場合やけがをしたとき、障害が残ったときには支払える国の給付金制度がございますので、そういったものを案内するなど対応を行っているところでございます。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、犯罪被害者等支援条例、これは県でこの3月に策定されましたけれども、これを踏まえて旭市もつくるべきではないかなと、このように思っておりますけれども、その点のお考えはどうなんでしょうか、お聞きします。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 犯罪被害者やその家族が、平穏な生活を取り戻すためには、社会全体で犯罪被害者を支えていく必要がございます。心身のケアや経済的支援など、取り組まな

ければならない支援策は多岐にわたっております。

県条例も施行されたばかりですので、今のところ、条例の制定につきましては県内の市町村の動向などを注視していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 県内の市町村の動向と言われましたけれども、やはりこれはいつどこきいろんなそういった犯罪被害者が被害に遭うというのも分かりませんので、ぜひ旭市で早めに検討していただき、つくっていただきたいなど、このように思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

伊藤保議員は自席へお戻りください。

◇ 遠 藤 保 明

○副議長（宮内 保） 続いて、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（3番 遠藤保明 登壇）

○3番（遠藤保明） 議席ナンバー3番、遠藤保明です。

令和3年第2回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告の順序に従いまして質問をいたします。

1番目の質問ですが、未舗装市道の今後の取扱いについてということで、お尋ねいたします。

旭市が管理する道路、市道については、距離が全長1,000キロ以上に及ぶと思います。管理が大変だと思います。

その管理について、本市の市道の舗装率をお聞きいたします。また、近隣市町の舗装率はどうのくらいなのか併せてお願いします。

2番目の質問になりますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法についてということで、お尋ね申し上げます。

過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正などの特別措置を定めた過疎地域自立支援特別措置法が令和3年3月末で期限を新たに、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という、いわゆる新過疎法が4月1日より施行されました。

この際、過疎地域の指定について見直しが行われ、県内では旧干潟町地域が唯一新たな指

定地域となりました。過疎地域に指定されるということは大変驚き、また残念な気持ちであります。しかしながら、指定地域になるということは様々な面で特別措置が取られると思います。それらの観点から、どのようなメリットがあるのか、法律の概要をお尋ねします。

1 回目の質問はこれで終わります。あとは、質問席で行います。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、大きな 1 番、未舗装市道の今後の取扱いについて、

（1）市道の舗装状況についてということで、お答え申し上げます。

本市の市道の舗装率及び近隣市町の舗装率につきましては、1 級市道、2 級市道及びその他市道を合わせまして、令和 2 年度現在で 70.83%でございます。また、近隣市町の舗装率ということでございますが、こちらにつきましては近隣、匝瑳市が 74.6%、銚子市が 60.38%、香取市が 81.6%、東庄町が 73.54%という舗装率でございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） それでは、大きな 2 点目の（1）特別措置法適用の概要とメリットについてお答えいたします。

過疎地域に指定されたことによるメリットですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によりまして、県が策定する方針に基づき市が過疎計画を策定し、議会の議決を得ることで事業費全般に充当でき、元利償還の 70%を交付税措置されるという大変有利な地方債であります過疎対策事業債による支援や、国庫補助事業における国庫補助金の補助率のかさ上げ、固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置等の様々な財政支援措置が受けられるようになります。これらがメリットと考えております。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3 番（遠藤保明） では、市道の件から 1 項目めに関して再質問いたします。

約 7 割の指導が舗装されているようですが、まだ多くの未舗装道路があると思います。本市では、未舗装の市道を舗装する場合、4 メートル未満の場合は 4 メートル以上に拡張した上で舗装しているということですが、新たな舗装はしないということでしょうか。

実際に、未舗装の市道のほとんどが 4 メートル未満と思われます。現状の幅員のままで舗装はできないでしょうか。お尋ねします。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、ただいま現状の幅員のままでの舗装はできないかということでご質問いただきました。

未舗装の市道を新しく舗装する場合、原則としまして4メートル以上の幅員が確保されることとしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 舗装に対する基準が、一応、理解はしておりますが、しかし普通交付税との枠の中で、道路整備に関する交付税が算入されると思ひます。充当するために枠があると思ひますが、この場合は生活道路とかいろんな面でこの適用はできないでしょうか。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、ただいまのご質問、普通交付税の中での道路整備の枠というようなお話、ご質問であるかと思ひます。

普通交付税は、地方公共団体の不均衡を調整し一定の行政サービスを提供できるよう国が交付するものでございます。

国庫補助金などのように、目的を限定して使途を定める財源ではなく、道路事業も含めた市の各種事業に対する一般財源として使用しております。その中で、4メートル未満の市道につきましても、維持補修等行つてきておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます、

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 舗装に対する幅員については、4メートル以上があることが不可能な箇所があると思ひます。

予算の確保が難しいことと思ひますが、この4メートル以上という舗装整備の取決めの見直しができないか伺ひます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 4メートル未満の舗装整備の取決めの見直しというご質問でございます。

現在、舗装整備に伴う4メートル以上での幅員をお願いしている事情といたしましては、有事の際の緊急車両の通行、また通常車両の往来に支障がないような考えに基づいておりますので、整備に当たっては4メートル以上の幅員の確保のご協力をお願いしているところでございますので、よろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 1番目の市道の舗装については以上ですが、先ほども言いましたように4メートル未満の確保が不可能なところ、その道路についても、今後、検討をお願いしていただきたいと思います。

2番目の質問になります。

それでは、2番目の再質問ですが、この特別措置は様々な面でメリットが得られることが分かりました。

人口減少が進む中で、多くの過疎地において移住・定住政策を実施していますが、過疎地の多くは医療や福祉の面で不安を抱えている地域が多く、そういった意味で旭中央病院を擁する本市は、田舎暮らしをしつつも充実した医療を提供できるという非常に特殊な状況があり、移住・定住政策を進めていく上で有利な立場にあります。ぜひ、早急に検討を進め、特別措置を活用すべく計画を作成していただきたいと思います。

そこで、今後どのような計画を策定して、制度を活用していくか、市の考えを伺いたしたいと思います。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

今後、県から方針の素案が示されましたら、市の関係課や県、その他関係機関との協議、調整を重ね、具体的な事業を盛り込んだ市の計画の素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、市議会定例会への計画案の上程を目指しているところです。

次に、国の支援制度の活用については、主に過疎対策事業債の活用を考えています。一定の要件がありますが、国が例示している事業として、先ほど遠藤議員からご質問のありました市道の整備をはじめ、バスの購入、消防施設や保育所、小・中学校の整備等が挙げられております。今後、関係課や県との協議を重ね、要件に合致するものはできる限り活用していきたいと考えております。

干潟地域の持続的発展に資するよう、過疎債や国庫補助率かさ上げといった有利な財政支援措置を活用しながら、より一層効率的、効果的な事業展開を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員。

○3番（遠藤保明） 今まで、回答ありがとうございました。

旧干潟町については、過疎問題や道路の舗装が喫緊の課題ということで質問しましたが、将来を見据えると、農地の減少や農業後継者の不足などから、ほかにも多くの問題があります。干潟地域のみならず、旭市全体で活性化が進むよう対策をお願いして、私からの一般質問は終わりにします。ありがとうございました。

また、最後に12年長きにわたり旭市長、明智市長に対し、今までの市政に関する尽力に感謝して終わりたいと思います。

○副議長（宮内 保） 遠藤保明議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 木 寛

○副議長（宮内 保） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

（9番 高木 寛 登壇）

○9番（高木 寛） 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、三つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。コロナ感染症対策についてです。

新型コロナウイルスの新規感染者の減少ペースが鈍くなっています。感染力が従来の約

1.3倍とされる英国型変異株の影響が大きいと見られ、さらに感染力が強いと見られるインド型に置き換わる可能性が高いと見られています。旭市でも、感染発生状況は今日現在143人と報告されています。

そこで伺います。旭市での感染状況をどのように見えていますか。感染患者で回復された方は何人おられますか。重篤になられている方は何人ですか。また、死亡された方はおられるでしょうか。

積極的な新型コロナウイルス対策として、PCR検査の拡充をすべきです。学校や高齢者福祉事業所、障害者福祉事業所、児童福祉事業所等での定期的な検査を求めます。

ワクチン接種の状況について伺います。接種人員での、それぞれの希望者数とその割合はどのような状況ですか。旭市では、集団接種会場が広報等で知らされていますが、かかりつけ医での接種は可能ですか。ワクチン接種後の副反応に対する状況はどうか。答弁を求めます。

次に、2点目です。高齢者医療費2倍化法についてです。

高齢者医療費2倍化法が可決成立しました。75歳以上の医療費窓口負担に初めて2割負担を導入する法律です。成立を強行した菅政権の姿勢は重大だと指摘します。しかし、負担増の実施は2022年10月以降です。国民がノーの声を上げれば、ストップできます。秋までにある総選挙で、菅政権を退陣に追い込み、政権交代を実現することが重要であると思います。

高齢者にとって、通院や薬を減らすことは病状悪化に直結します。政府は、現役世代の保険料負担の軽減を強調していますが、現役世代の負担減は月約30円とされています。最も削減されるのは、国、自治体の公費で1,140億円です。減らしてきた高齢者医療の国庫負担割合を元に戻すべきです。

そこで伺います。今、多くの国民は反対の声を上げていますが、旭市の見解はどうか。老人クラブなどにお知らせして、反対の声を広げるべきです。旭市として、国の施策であっても反対の意見表明をすべきです。市長の見解を伺います。そして、担当課としてはどのように見えていますか伺います。

次に、3点目です。核兵器禁止条約の批准を求めることについてです。

今年、2021年1月22日に核兵器禁止条約が発行され、核兵器は史上初めて違法化され、国際社会の規範として核兵器の開発実験、製造、貯蔵、使用など、あらゆる活動が禁止されました。核兵器廃絶への歴史的一歩です。ところが、菅首相は署名は考えていないと条約に背を向けています。世界で唯一の戦争被爆国であり、非核三原則を持つ国としての役割を果た

すべきだと思います。

そこで伺います。今、多くの地方議会で、核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書が採択されている状況です。旭市としては、この状況をどのように見ますか。そして、旭市では非核平和都市宣言を平成17年11月11日に告示しています。その後の状況はどのようなものですか。

また、私たちが取り組んでいる海匠地域平和行進、これは原水爆禁止を求める平和行進です。今年で42回目を迎えます。その平和行進へ賛同されている市長の政府への働きかけを求めたいですが、どのような見解ですか、伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。あとは質問席での質問といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の一般質問に対し答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高木議員の一般質問に、私のほうから2番目の高齢者医療費について、そして3番目の核兵器禁止条約についての旭市の非核平和都市宣言について、市長の政府への働きかけということでお答えをしたいと思います。

まず、高齢者医療費2倍化法ということでもありますけれども、これは国の政策といいましょうか、医療費が年々増加しているということの中で医療費を抑制する、そういった意味で応分の負担をしていただくということで2倍化法が成立されたものと思っております。旭市としましても、国の動向を見ながら、それに倣っていきたいとそうように考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

3番目の核兵器禁止条約でありますけれども、市長の政府への働きかけということではありますが、我が国は世界で唯一の核兵器による被爆国であり、核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを絶えず世界に対し訴えるとともに、再び広島、長崎の悲劇を繰り返すことがないように行動していかなければなりません。一方、同盟国であるアメリカが批准しない核兵器禁止条約に日本は批准することができないという国の立場もあり、難しい問題と考えております。

私といたしましても、条約が目指す核兵器の廃絶という目的は我が国が目指すものと共通するものだと思いますので、核保有国を巻き込んだ核軍縮を進める決意と、核兵器国と非核兵器国との橋渡しに努めるといった首相の発言を支持し、我が国独自の国際社会に対する働

きかけに期待したいと考えているところであります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 大きい項目の1番、コロナワクチン感染症対策についてお答えします。

初めに、（1）旭市の感染状況についてということで、感染状況をどのように見ているか、感染者の経過ということについてお答えします。

4月以降に発生した感染状況なんですけれども、4月以降に発生した高齢者施設のクラスターまたは児童養護施設のクラスターにより、一気に感染者数が増えたと考えております。旭市の感染者の経過ですが、これにつきましては千葉県が集計しておりまして、6月15日現在、感染者数は142名で、入院中は7名、入院者の容体については公表されておられません。退院、療養解除、死亡者の合計は135名で、市町村別の死亡者のみの人数は公表されておられません。

続きまして、（2）のPCR検査の抜本的な拡充についてということで、PCR検査を拡充すべきだということです。PCR検査費用に対する助成についてお答えいたします。

PCR検査の費用の助成は、千葉県で助成しているもの、市で助成しているものがあります。千葉県では、高齢者、障害者入所施設等の職員へのPCR検査費用を定期的に助成しております。

市は、高齢者施設等への新規入所する方への助成、一般の方へのPCR検査の助成をしております。また、県の助成対象となっていない高齢者、障害者福祉通所訪問系サービスの従事者と児童養護施設の従事者がPCR検査を実施した場合につきましては、市のPCR検査の費用の助成を拡充いたしまして、全額助成することとし、予算については5月17日に専決処分をしております。

続きまして、（3）ワクチンの接種状況についてということであります。

まず初めに、医療従事者のワクチン接種は県が主体で行っております。接種状況は、旭市医師会及び市内の病院で3月から5月にかけてワクチン接種を行いました。医療従事者約3,000人の2回接種が完了しているとのことであります。

次に、65歳以上の高齢者につきましては、6月13日現在、対象者数は2万278人で、申込者数1万7,702人、1回目の接種者数は9,885人で、接種率48.7%となっております。また、2回目の接種者数は2,814人で、接種率は13.9%です。

続きまして、12歳以上で64歳以下の方の対象者数、これは3万8,688人ですが、こちらにつきましては今後接種券を送付し、申込みを開始する予定です。基礎疾患のある方につきましても同様でございます。高齢者の接種完了を待つことなく、切れ目なく接種できるように現在準備をしております。

また、接種に関しましては、11月末までに接種を希望する人全員の接種完了を目指していきたいと考えております。また、かかりつけ医の接種につきましては、一部の医療機関で実施をしていますが、その他の医療機関については現在調整中でございます。

最後に、副反応の状況ですが、入院する等の重篤な副反応の報告は上がってきておりません。発熱等の相談につきましては、健康づくり課で数件対応しているということでございます。

以上であります。

○副議長（宮内 保） 保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 保険年金課から、2点目の健康保険法改正案、高齢者医療費2倍法案についてお答えいたします。

今般、成立しました改正法については、本市を含めた県内54市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合で各市町村の要望等を取りまとめまして、全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会が国に対しまして令和2年8月と11月に要望しております。

内容につきましては、高齢者が必要な医療サービスを受ける機会の確保という観点から、高齢者の生活実態や新型コロナウイルスの感染拡大など、様々な影響を踏まえて、慎重かつ十分な議論を重ねること、また、やむを得ず窓口負担を引き上げる場合は、激変緩和措置を講じるなど、被保険者に配慮することなどを総意として要望いたしました。

その中で、市としましては、6月4日に改正法が成立しましたので、法令の趣旨に沿って事務を進めてまいります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは、平和宣言都市の項目の1点目の批准を求める意見書の提出についてということで、これは先ほど市長のほうから答弁があったとおりでございます。

2点目の宣言につきましては、旭市民が生命の尊厳を深く認識し、いかなる国のいかなる核兵器に対してもその廃絶を訴えるとともに、世界の恒久的な平和を確立するため、非核平

和宣言都市を平成17年11月1日に告示をしております。

これまでの主な取組といたしましては、国内1,700を超える自治体で構成される平和首長会議に加盟することで、平和に関する取組を支援しているほか、旭市戦没者追悼式の開催や、終戦記念日にサイレンを鳴らし、黙禱することで、戦没者に対し市を挙げて追悼の誠をささげるとともに平和を祈念しております。

以上でございます。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、再質問をいたします。

まず、コロナ感染症対策についてであります。菅首相は国民に自粛を求めるだけで、やるべきことを怠ってきた、科学に基づくコロナ封じ込めの戦略を持っていなかったと指摘します。日本のワクチン接種数は世界111位、人口比のPCR検査数は世界140位です。科学的基本であるワクチン接種とPCR検査のどちらも遅れています。特に、政府は検査を拡充すると医療崩壊が起こる、このようなその議論を振りまき、検査を怠ってきたと指摘します。

課長の答弁で、旭市での感染状況を答えられましたが、6月が12人、5月が21人、4月が60人、そのように減ってはいないですね。ですから、これはPCR検査をして、事前にもう陽性者を把握する、そのことが重要だと思うんです。特に、高齢者施設のクラスターが発生されたと報告されています。

具体的に、このPCR検査を進めるべき、そういうふうに私は思いますが、担当課はどのようにこれを捉えていますか。まず、お答えください。

○副議長（宮内 保） 高木議員、今の質問は（2）のPCR検査の抜本的な充実についてですか。それでいいですか。

○9番（高木 寛） はい。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） PCR検査のほうを高齢者施設にやるべきだというような議員のお話でした。

現在、高齢者施設の入居者等についてはワクチン接種が進んでおります。ワクチン接種の進み具合等を見ながら、状況を考え、PCR検査については検討したいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） PCR検査の重要性は、事前に陽性者をつかめるということが科学的に証明されますので、例えば高齢者福祉施設、当然でしょうけれども、障害者福祉施設、それから児童福祉施設、それから学校などにも検査を進める必要があると思うんです。

それで、旭市での高齢者福祉施設、何か所あって、何人おられますか。障害者施設、何か所あって、何人おられますか。児童福祉施設、何か所あって、何人おられますか。あわせて、利用者とここで働く従事者の皆さんもきちんと検査をすべき、そういうふうにもず思いますけれども、その数お答えください。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 高齢者施設等の従業者数、または利用者数、従事者数の数ということでした。お答えします。

まず、小・中学校の生徒数は、健康づくり課で調べた数ですが、小・中学校の生徒数は4,604人。高齢者施設の事業所は90事業所で、利用者数が1,321人、従事者は1,030人であります。障害者福祉施設は56事業所で、利用者数は446人、従事者は585人、児童福祉施設は2事業所で、利用者数が51人、従事者数は62人でございます。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、PCR検査お金もかかる、先ほどこっと聞き逃したんですけれども、旭市の広報では検査費用の助成があるというふうに明記されていますが、これは助成はどうなっていますか。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 旭市のPCR検査の助成事業なんですけれども、まず最初に、先ほども申し上げましたけれども、まず高齢者施設等へ新規入所する方の助成ということで新規入所する方が入所する前にPCR検査をした場合に助成をいたします。また、一般の方へのPCR検査、これについては5,000円を上限として助成をしております。

先ほども申し上げましたが、高齢者・障害者福祉の通所訪問系サービスの従事者、これにつきましては県の助成の対象となっておりませんので、市の助成を拡充いたしまして、PCR検査費用を全額助成することといたしております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、次のワクチン接種についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁では、医療従事者、県がやるということで、もうこれは終了したというふう
に捉えてよろしいですね。

それで、65歳以上の高齢者数、市長の政務報告では、高齢者が2万278人、86.5%の皆さんから希望されて1万7,702人が対象ということで報告ありました。この高齢者のワクチン接種状況、これで今何割ぐらいの人が終了して、それから次に順番として基礎疾患のある方、これが何人おられて、希望者数はどのぐらいおられますか、どのぐらいの終了割合ですか。それから、高齢者施設で従事している皆さんの接種の割合、そして接種割合終了状況ですね、この割合はどのぐらいですか。それから、これから予定される64歳以下、今通知しているということですが、これへの希望者の回答、分かれば答弁をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 先ほども申し上げましたが、65歳以上の高齢者の1回目の接種終了人数は9,885人で、終了している割合は48.7%になっております。2回目の接種数は2,814人で、2回目終わった方の接種率は13.9%ということになっております。

繰り返しになってしまうんですけれども、64歳以下の方についてはまだ申込みが開始されておきませんので、申込率等はまだ出ておりません。

先ほど、高齢者施設等の接種割合ということでありましたが、こちらについては数字を持っておりません。

以上になります。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 基礎疾患の人の人数ですか。

これにつきましては、申込みを開始するときに申出をしていただくということで、現在基礎疾患のある方の人数については把握をしておりません。申込時に把握するということになります。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、次の項目で質問いたします。

高齢者医療費2倍化法についてです。

高齢者の皆さんは、病気になりやすく、けがもしがちです。慢性疾患を複数抱える人も少なくありません。高齢者に容赦なく痛みを強いる実態があります。過去の窓口負担増で健康に悪影響を与えたことを示す調査研究が明らかにされています。治療が長期にわたる糖尿病患者などの受診率が抑え込まれ、病状が悪化し、入院に至ったケースも少なくないと報告されています。

実際のこの法律の施行は2022年10月以降ということで、すぐ影響あるということではないでしょうけれども、やはり市として、担当課として、ぜひ年寄りの皆さんにこういうことになるんですよというのをお伝えして、できればこれは皆さんの懐にすごく影響することなので、反対という立場の一言を添えていただければありがたいんです。

菅首相は受診抑制が直ちに患者の健康への影響を意味しないと強調しています。しかし、国が責任を投げ捨てて、高齢者をお荷物扱いにしている状況だと指摘します。このことが、国民健康保険税も引き上げる可能性、そういう仕組みも具体化される懸念があるというふう

に報道されています。

ですから、あくまでも私たち国民の反対の声を上げればストップできる、そういうふうには思っています。ですから、市として反対の声を、国の施策だからということでなく、老人クラブの皆さんに2022年からは上がるんですよ、これは反対すべきだという方向性を一言付け加えていただければありがたいと思いますが、その辺の見解を伺います。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） 今回の法改正は、少子高齢化が急速に進む中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心して社会保障制度を構築するものと理解しておりますので、法令の趣旨に沿って、進めていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 対象になるお年寄りの皆さんにお知らせというか、上がりますよということはお伝えするという方向性は考えておられませんか。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（穴澤昭和） こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、来年、令和4年10月以降ということで、これから施行の日程が決まりましたら、当然ながら高齢者の方、

1割から2割になる方も含めて、そういった周知はする予定であります。

以上です。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。核兵器禁止条約の批准を求めることについてです。

核兵器禁止条約というのは、核兵器の非人道性の告発から出発して、核兵器を禁止することに行き着きました。日本政府の条約に参加しない言い分は、米国の核抑止力を損なうからだとしています。しかし、多くの地方議会ではこの核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書がたくさん採択されています。

お隣といいますか、旭市議会でもこの意見書が採択されました。それで、先ほど総務課長のほうから、旭市で非核平和都市宣言告示された抜粋のところを読んでもいただきました。まさに、核兵器は人類の滅亡につながりますので、ぜひ禁止する、そういう意見でずっといてほしいというふうに思います。

国が、日本の政府が、アメリカにべったり、アメリカに従うような政府であってはならないというふうに思います。そういう日本の政府の態度を変えるためには、私たちはこの立法府を動かすことが重要だと認識しています。それで、核兵器を願う世界の人々は、日本のこの条約への参加を待ち望んでいます。

再度伺いますが、担当課と市長の見解を伺います。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 再びというようなご質問でありますけれども、先ほども答弁させていただいたような内容と変わることはありません。

まさに、条約は政府が行うものでありまして、それを一地方自治体の担当課のほうとしての回答のほうは差し控えさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 明智市長。

○市長（明智忠直） 私といたしましても、先ほど答弁したとおりであります。

その趣旨は、理解はしているところでありますけれども、国が主体のこの平和都市宣言とか核兵器禁止条約、そういったものは国のやっぱり政策でありますので、一応、一地方自治体が賛否を国に上げるということはちょっと難しいのかなとそのように思っておりますので、

よろしくお願いします。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 高木寛議員の一般質問は終わります。

高木寛議員は、自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（宮内 保） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（15番 伊藤房代 登壇）

○15番（伊藤房代） 議席番号15番、公明党、伊藤房代でございます。

令和3年第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて6点の質問をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種について、2点目、困窮世帯の支援について、3点目、コロナ禍における女性の負担軽減について、4点目、災害対策について、5点目、新庁舎の駐輪場について、6点目、学校給食について質問させていただきます。

まず、1点目、新型コロナウイルスワクチン接種について質問いたします。

旭市では、65歳以上の高齢者を対象に5月10日から総合体育館で始まり、5月17日からは旭市保健センターにおいても開始されました。高齢者数2万278人に対し86.5%に当たる1万7,536人から申込みがあり、6月6日現在、申請者の11.2%に当たる7,232人の方が1回目の接種を終え、6%に当たる1,055人の方が2回目の接種も終了しておりますと説明がありました。7月下旬までに、希望者全員に接種を完了することができるのか、質問いたします。

また、障害者などで自力で接種会場に赴くことが困難な方に対し、訪問診療の協力体制はどのようになっているのか、どのように進んでいるのか、質問いたします。

（2）64歳以下の人のワクチン接種の今後の予定について質問いたします。

開始時期はいつ頃の予定になるのか、接種会場はどこを予定しているのか、何か所予定しているのか、質問いたします。政府は8日、企業、大学などの単位で新型コロナウイルスワクチンの接種を行う職域接種の受付を開始しました。

政府への申請は、11日までに約907万人分に上り、全日本空輸は準備が整ったことから1日早めて13日、日本航空は週明け14日に始めるなど、64歳以下の一般接種が本格化する。自社の従業員や学生にとどまらず、取引や他大学、近隣住民を対象にする動きも目立つ。経済

と暮らしの正常化に期待を込め、手探りの取組が広がると、6月13日の千葉日報に載っていました。

旭市でも、企業団体や病院など、連携を取り、接種会場の拡大はできないか、質問いたします。

2点目、困窮世帯への支援について。

(1) 緊急小口資金と総合支援資金の延長について質問いたします。

無利子で生活資金を借りられる緊急小口資金と総合支援資金の現在までの利用状況と、いつまで延長されたのか、また周知徹底はできないか、質問いたします。

(2) 生活困窮世帯への新たな支援金について質問いたします。

政府は28日、9都道府県への緊急事態宣言を6月20日まで延長する決定に合わせて、一定の条件を満たす生活困窮世帯に3か月で最大30万円の新たな支援金を支給すると発表しました。3人以上の世帯、月10万円、2人世帯、月8万円、単身世帯、月6万円で、7月以降の申請月から3か月支給する。申請受付は8月末まで、福祉事務所を設置する自治体が窓口となるとあります。その詳しい内容について、質問いたします。

3点目、コロナ禍における女性の負担軽減について。

(1) 女性の生理用品を全小・中学校の女性用トイレに配備できないか質問いたします。今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっています。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題になっています。

この生理の貧困解消のため、例えばイギリスでは、全国の小・中・高校で生理用品が無償で提供されていると報道されています。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。この問題は、日本でも無関係ではなく、先日、任意団体である＃みんなの生理が行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他のもので代用しているなどの結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親などから生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあります。

旭市において、誰一人取り残さない社会を実現するために、一日も早く女性の生理用品を全小・中学校の女性用トイレに配備することはできないか、質問いたします。

(2) 防災備蓄品に生理用品を備えておくことはできないか、質問いたします。

(3) 保健室に十分な生理用品を確保し、周知を図ることはできないか質問いたします。

4 点目、災害対策について。

(1) 小・中学校の体育館にエアコンの設置について質問いたします。

現在、小・中学校の体育館にエアコンが設置されている学校は何校あるのか、質問いたします。

(2) 土のうステーションの設置について、質問いたします。

台風や大雨など、災害に備えて、日頃から土のう専用のステーションが設置できないか、質問いたします。

5 点目、新庁舎の駐輪場について。

(1) 駐輪場の改善について、質問いたします。

現在、新庁舎の駐輪場ですが、自転車は15台、バイクが3台置く場所があります。バイクを置く場所を広げることにはできないか、質問いたします。

6 点目、学校給食について。

(1) 学校給食の完全無償化について質問いたします。

現在は、第3子の給食費は無償になっていますが、完全無償化にできないか質問いたします。

以上で、1 回目の質問を終わります。

○副議長（宮内 保） 一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○副議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それでは、1 項目めの新型コロナワクチンの接種についてと
いうことで、(1) 65歳以上の高齢者のワクチンの接種状況についてお答えいたします。

65歳以上の高齢者へのワクチンの接種は、7月末までに終了できる見込みでございます。
順調に進んでいると考えております。

続いて、障害者等で接種会場に行けない方に対してのご質問でございます。

まず、施設入所の方などは施設内で接種を行っております。また、在宅診療や往診している医師が現在接種を始めたところでございます。今後ともご協力いただき、在宅での接種をお願いしたいと考えております。

続きまして、(2)の64歳以下のワクチンの接種の今後の予定についてでございます。

64歳以下の方につきましては、高齢者の接種完了を待つことなく、切れ目なく接種できるように、現在接種券の送付について準備をしております。接種の開始時期は、高齢者接種が7月末で終了する予定なので、8月からということで予定をしております。また、会場につきましては、旭市総合体育館と現在旭中央病院を接種会場として計画をしております。調整をしているところでございます。

続いて、接種会場の拡大についてということでございます。

まず、集団接種会場のほうなんですけれども、今現在2か所で、1日当たり合わせて最大800人を接種しております。集団接種規模については十分と考えております。

職域接種については、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において、職域単位で接種を可能とするもので、医療従事者や会場などは企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないこととしております。この職域接種については、国・県の動向を見ながら、注視しながら検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 2の(1)緊急小口資金と総合支援資金の延長についての現在までの利用状況、期限の延長、周知についてお答えいたします。

まず、5月末現在の申請状況ですが、旭市社会福祉協議会の取りまとめでは、緊急小口資金申請件数315件、金額の合計は6,092万円。総合支援資金は、延長、再貸付けを含めた申請件数261件、金額の合計は1億1,433万円となっております。

次に、期限の延長についてですが、新型コロナウイルス感染症による経済への影響を受けて、緊急小口資金や総合支援資金の貸付けに当たっては、申請条件を緩和し、また貸付けの内容を一部変更した特例措置が設けられております。この特例措置の申請受付は、令和3年6月末日を期限と定められておりましたが、国は現在の状況を鑑み、6月末としていた申請期限を8月末まで2か月間延長することとしております。

最後に、周知についてですが、これら期限の延長等に係る対応につきましては、実施主体の千葉県社会福祉協議会や申込みの窓口となっている旭市社会福祉協議会では、それぞれの

窓口やホームページ等で周知の徹底を図っております。また、市ではホームページでお知らせするとともに、社会福祉課の窓口や電話での相談の際には、相談者の状況を聞き取った上で、内容によっては制度等について案内しており、生活に困窮されている方々にこれらの制度が届くよう社会福祉協議会と連携して、対応しております。

次に、（２）の生活困窮世帯の新たな支援金について、制度の内容についてお答えいたします。

ご質問の、国が新たに設けた生活困窮世帯への支援金の名称は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と言います。この支援金の概要ですが、社会福祉協議会で実施している総合支援資金の再貸付けを終了した世帯、または再貸付けが承認されなかった世帯に対し、一定の要件の下で自立につなげるための支援金を支給するというものです。その要件につきましては、一定の資産要件、収入要件を下回っていることや、公共職業安定所に求職の申込みをして、求職活動を行っていることとなっております。

支給額は、単身世帯は月額６万円、２人世帯は月額８万円、３人以上の世帯は月額１０万円で、期間は３か月とされています。申請の受付は、社会福祉課で行います。申請の期限は、８月３１日までと期間が短いので、速やかに受付を開始し、支給できるよう準備を進めたいと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私からは大きな３の（１）と（３）、４の（１）、そして６の（１）についてご回答いたします。

まず、３の（１）女性の生理用品を全小・中学校の女子トイレに配備できないかについてお答えします。

現在、市内小・中学校での生理用品の配備につきましては、保健室において、忘れた場合や急に必要になった場合などに女子児童・生徒に配付や貸与を行っている状況です。

ご質問の市内小・中学校女子トイレへの生理用品配備についてですが、衛生面や補充管理など、様々な問題を考慮し、貧困やネグレクトにより生理用品が必要だが、利用できない児童・生徒に配付する体制や設置場所、数量などを学校と協議しながら、生理用品の配備について検討していきたいと考えております。

次に、３の（３）保健室に十分な生理用品を確保し、周知を図ることはできないかについてでございます。現在、市内小・中学校において、経済的な事情により学用品費や給食費な

どの一部を援助する、旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費制度の周知をお願いしているところでございます。今後は、学校とも協議しながら、改めて十分な生理用品の確保に努め、生活困窮によるセーフティネットなどの情報とともに周知をお願いしたいと考えております。

次に、4の(1)小・中学校の体育館にエアコンの設置について、ご回答いたします。

ご質問の体育館のエアコン設置状況でございますが、現在のところ、市内小・中学校20校は設置されていない状況であります。なお、小・中学校のエアコンについては、普通教室及び特別教室に設置しており、夏場や冬場においても冷暖房設備として稼働している状況であります。

次に、6の(1)学校給食の完全無償化についてご回答いたします。

学校給食の完全無償化につきましては、本年度の児童生徒数ベースで試算すると、年間約2億2,000万円余りを一般財源から負担する状況となります。また、パン、牛乳、加工品などの食材費の価格が上昇傾向にあり、食材購入に必要な予算が増加することも推測されます。現在、コロナ禍における財政見通しが一段と厳しさを増す中で、完全無料化における恒久的な財源を、一般財源の中で負担していくのは非常に難しいと考えております。ご理解のほど、お願いいたします。

以上です。

○副議長（宮内 保） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 私のほうからは、3のコロナ禍における女性の負担軽減についてのうち、(2)防災備蓄品に生理用品を備えておくことはできないかのご質問に対してお答えいたします。

毎回、いろんな面でご提案等いただきましてありがとうございます。備蓄品に生理用品等はございませんが、市内に店舗を構える事業者と協定を締結しておりまして、災害時には必要な物資の供給が可能で、用意することができるよう想定しているところでございます。

続きまして、4の災害対策についてのうち(2)土のうステーションの設置についてになります。

地域にステーションがあれば、いつでも手に入る利点がある反面、大量に持ち出す方がいたり、目的外に使用する方などがあるとはほかでは聞いております。本当に必要な人に土のうが届かない場合もあるというようなことも伺っておりますので、そういった事情がありますので、現在のところは設置のほうを予定していないところでございます。

また、冠水対策としまして消防本部と消防団とも連携を図っておりまして、台風などの大雨時は土のうの配付のほか、消防団が必要に応じて排水処理を行うなど、対策を講じております。そのため、市民への土のうの配付につきましては従来どおり、必要に応じまして取りに来ていただくような形を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、5、新庁舎の駐輪場についてに
お答えいたします。

バイクを置く場所を広げることができないかというご質問でございました。

新庁舎における駐輪場につきましては、自転車や原付バイクの駐輪スペースとして、自転車につきましてはサイクルスタンドを設置しておる部分が25台、あとフリーになっている部分、ここに多分原付バイクが止められると思うんですが、そこが最大で約5台程度は止められるということで、約30台分を確保しております。

現在は、比較的来庁者も多いということで、一時的な混雑もございますが、時折見回り等を行いながら利用状況を見守っているところでございます。その中で、例えば自転車の並べ方が乱れているなどして止めづらい状況があれば整列させるなど、現状の駐輪スペースの中で運用を工夫するなどして対応してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目、新型コロナウイルスワクチン接種についての（1）、再質問させていただきます。

高齢者に続く優先予約順位を基礎疾患のある方また高齢者施設従事者に加え、教員、保育士など、市独自の優先順位を、接種枠を定め、先行予約期間を設定することはできないか質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ただいまのご質問についてお答えします。

保育士につきましては、現在キャンセルなどで余剰ワクチンが出た場合、優先で接種をしております。市では、余剰ワクチンの取扱いにつきましては、優先順位を決めて職員に接種し、廃棄しないように努めており、現在は保育士、次いで小・中学校の教職員に接種してい

く予定でございます。また、余剰ワクチンでなく、優先枠での教員、保育士の接種については検討していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） それでは、再々質問させていただきます。

拡大される県・国の大規模接種センターについて、市民に制度の概要を十分に周知できないか、質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、市では国・県の大規模接種センターについての周知はしておりません。今後、ホームページなどに掲載して、周知していきたいと思っております。以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、（２）の64歳以下の人のワクチン接種の今後の予定についての質問をさせていただきます。

先ほど、旭中央病院と連携して、病院内に接種会場を設けて、ワクチン接種がいつ頃からできるのか、詳しく説明をお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今、高齢者の接種が7月末に終了しますので、8月1日以降に開始はしたいと考えております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 例えば、時間だとか、曜日だとか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） まだ調整中なんですけれども、中央病院では毎日接種をお願いしたいと考えております。時間については、ちょっと中央病院の午前中の診療時間は避けて、平日は夕方から、土日は一日と考えております。現在、その時間については調整中に

なります。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） あと何名程度ぐらい、一日予定をしていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 現在、一日平日で300名程度、土日につきましては午前午後で300名ずつお願いしまして600名ということを計画しております。

以上になります。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは、3点目のコロナ禍における女性の負担軽減についての再質問をさせていただきます。

東京都では、都立学校の女性用トイレに生理用品を配備する事業を9月から全校で実施するとのことです。ぜひ旭市でも女性用トイレに配備できないか、再度質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、先ほどもお答えいたしましたけれども、一応学校と設置場所、数量など、ちょっと協議をしながら考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よろしく願いいたします。

（1）の再々質問、これは先進事例ということで聞いていただければと思います。

袖ヶ浦市では、新型コロナウイルスの影響で困っている女性を支援するため、小・中学校のトイレに生理用品を常備すると発表した。また、市地域福祉課、市社会福祉協議会の窓口でも配付している。市によると、市内小・中学校では、従来から保健室などに生理用品を備え、児童や生徒が困ったときに配付していたが、6月からは災害用の備蓄品約2,700個を活用し、小学校4年生以上の女子トイレに常備することにしたとあります。

ぜひ、旭市でも市内小・中学校の女性用トイレに常備できないか質問いたします。

回答は結構ですので、よろしくお願いいたします。

次に、4点目の災害対策についての質問をさせていただきます。

エアコンの設置についての質問です。

子どもたちが授業や部活動で汗を流し、災害時には避難所にもなる学校の体育館、猛暑の夏、熱中症から子どもや避難者の健康を守るため、旭市としても学校の体育館へのエアコン設置は必要と考えます。ぜひ検討してはと思いますが、いかがでしょうか。市長、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、市内小・中学校の体育館へのエアコン設置についてでございますが、文部科学省が公表しました昨年度の千葉県における公立学校施設の空調設備設置状況によりますと、体育館等の設置率は6.4%となっております。市内小・中学校20校全ての体育館に設置するには、受電設備の改修や断熱工事、場合によっては用地の確保など、整備に係る多額の導入コストが必要となるなど、大変厳しいものであると考えております。

現状では、設置予定はございませんが、有利な財源や大空間での効率的な空調の方法等について、先進事例を研究するとともに、国や近隣市町の動向を注視してまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

仮に、エアコンの設置がすぐではなくても、もし1校でもつけることができるということであれば、体育館への空調整備や、停電時でも使用できるガスヒートポンプ方式の導入を考えたらと思いますがいかがでしょうか、質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） ご質問のガスヒートポンプ方式によるエアコンの導入についてでございますが、災害時の電気が供給のできないときでも稼働ができるメリットはございます。しかしながら、導入コストやランニングコストが割高であること、ガスタンクなど専用施設を設置するための広いスペースが必要なことから、現在のところ、ガスヒートポンプ方式のエアコンの設置については難しいものと考えております。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） では、次の質問に移ります。

次ですけれども、（２）の土のうステーションの設置についての再質問させていただきます。

土のうは、いざ災害のときには一番役に立つものです。ぜひ土のうステーション、専用のステーションの設置を要望します。また、日頃から地域ごとに土のうを用意しておくなど、いざというときに備えることは大事ではないでしょうか、質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） ステーションの関係でございますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、備えておけば万全な体制が取れるのかなということでございますけれども、先ほど申し上げたように、正しい使い道ができないケースがあったりとか、そういったものを心配しまして、現在のところ考えていないところでございますが、市といたしましては、被害をできるだけ減らすためにも、行政が取り組むだけではなく、公助だけではなく地区や隣近所が助け合う共助というものも大変重要であると考えております。

市では、地域で取り組む自主防災組織の活動を推進しておりまして、活動組織への補助金等を交付しております。そういったものの中で、土のう袋や防災備品の購入など、地区ごとに用意することが可能となります。土のうにつきましても、用意する手だての一つと考えておりまして、今後もそういった自主防災組織の活動のほうを推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、5点目の新庁舎の駐輪場について再質問させていただきます。

当初、新庁舎の駐車場が常に満車状態で、夕方になっても、業者の方もとめる場所がなく、大変だったとのことでしたが、公用車が図書館東側駐車場に移動したことで改善されたようですが、バイクで来庁される方がバイクを置く場所が狭い。先ほど、5台とおっしゃいましたけれども、3台が精いっぱいかなというふうに思いますので、改善できないかとの声がありましたので、ぜひ再度要望いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） お答え申し上げます。

先ほど、5台というふうに申し上げましたけれども、確かにとめ方によっては5台止められるんですけども、普通に止めれば3台、議員おっしゃるようになかなか止められないところもあるかと思います。

その辺につきましては、サイクルスタンドのほうに着脱が職員のほうでも可能だというふうにちょっと聞いておりますので、利用状況を見ながらその辺のところを工夫して、現状の施設の中で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、6点目の学校給食について再質問させていただきます。

旭市は、米、野菜、肉、果物、何でもあります。ぜひ、新鮮で安心な給食を子どもたちに無償で提供できないか、完全無償化にできないか、再度質問いたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 現在、学校給食費につきましては、平成29年度に3人目以降の児童・生徒の給食費の無償化を実施しており、限られた予算で積極的に保護者の負担軽減と子育て支援の拡充に努めております。また、近隣市町と学校給食費を比較しても安価であり、今後の財政及び経済状況、並びに児童・生徒数の推移を注視し、必要に応じて保護者の経済的負担軽減と教育環境づくりの充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮内 保） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（宮内 保） これにて、本日の会議を散会します。

なお、次回は28日、定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時26分